

## 平野区乳幼児健康診査未受診者連絡会設置要領

制定 平成 25 年 8 月 15 日

最近改正 令和 8 年 4 月 1 日

### (設置)

第 1 条 この要領は、乳幼児健康診査未受診者家庭について、平野区役所の関係課が福祉サービスの受給状況等の関連情報を集約することにより家庭状況を把握し、虐待予防も視野に入れて、乳幼児の健全な育成のために必要な支援につなげることを目的に、平野区乳幼児健康診査未受診者連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 連絡会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 乳幼児健診未受診家庭に係る福祉サービスの受給状況等関連情報の共有及び収集に関する事
- (2) その他必要と認められる事項に関する事

### (構成)

第 3 条 連絡会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 地域保健担当課長
- (2) 保健福祉課子育て支援担当課長代理
- (3) 保健副主幹
- (4) 生活支援課長代理
- (5) 住民情報課長代理

(運営)

第4条 連絡会は、地域保健担当課長が必要に応じ構成員を召集して行う。

2 連絡会は、必要に応じて関連情報担当課の関係者のみで行うことができる。

(庶務)

第5条 連絡会の庶務は、保健福祉課（地域保健）において行う。

(報告)

第6条 連絡会の開催結果について、その都度、保健福祉センター所長に報告する。

2 連絡会において、虐待発生リスクが高いと判断した場合は、区長に報告するとともに、平野区要保護児童対策地域協議会（実務者会議）に報告する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、連絡会の運営等に関する事項は、連絡会で協議して別に定める。

附 則

この要領は、平成25年8月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。